

# 双葉町双葉運動公園地区周辺及び他 1 地区現地測量等業務 特記仕様書

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本測量は、双葉町における双葉運動公園地区および他 1 地区の整備に必要な現地測量等の業務を行うものである。

### (作業方法)

第 2 条 本測量の実施にあたっては、契約書及び本特記仕様書によるほか、測量作業規程、測量作業共通仕様書（独立行政法人都市再生機構 令和 3 年 11 月）及び担当者との協議・指示によるものとする。

### (測量範囲)

第 3 条 本測量に係る作業範囲は、別添「位置図」のとおりとする。

### (作業計画)

第 4 条 本測量の実施にあたっては、あらかじめ作業計画書を監督員に提出し承諾を得ること。また、細部の計画についても作業着手前に監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に実施するものとする。

2 帰還困難区域内（中間貯蔵施設内）へ立ち入る場合は、必ず監督員へ事前に連絡をして監督員の指示に従い、双葉町の定める手続きを行うこと。

なお、帰還困難区域への立ち入りを行う場合は、原子力災害現地対策本部の定める「帰還困難区域内への一時立入実施基準（令和 5 年 11 月 1 日改正）」に従うこと。

※ 双葉町：公益目的立入り（事業所等） <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9765.htm>

### (誤謬等)

第 5 条 本測量の成果の引渡し後といえども、成果品に誤謬等発見された場合には、請負者の責任において、速やかに修正及び補正を行うものとする。

### (疑 義)

第 6 条 本特記仕様書等に疑義が生じた場合又は業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員と協議を行うものとする。

## 第 2 章 作業内容

### (作業内容)

第 7 条 本測量の作業内容は、次のとおりとする。本作業の一部には、帰還困難区域内（中間貯蔵施設内）における作業が含まれる。

帰還困難区域内における手当は、「福島県 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」を参照する。

	作業項目	単位	双葉運動公園地区 (うち帰還困難区域内)	他1地区 (うち帰還困難区域内)	計 (うち帰還困難区域内)
1. 3級基準点測量 (伐採なし)	① 作業計画	点	3	5 (3)	8 (3)
	② 選点				
	③ 観測				
	④ 計算整理				
2. 4級基準点測量 (伐採なし・永久標識設置無し)	① 作業計画	点	5	62 (22)	69 (22)
	② 選点				
	③ 観測				
	④ 計算整理				
3. 現地測量	① 作業計画	km <sup>2</sup>	0.011	0.19	0.201
	② 細部測量				
	③ 数値編集				
	④ 数値現況図データファイルの作成				
4. 用地測量	① 作業計画	業務	1	1	2
	② 現地踏査				
	③ 公図等の転写	<del>ha</del> m <sup>2</sup>	1.1	22	23.1
	④ 地積測量図の転写				
	⑤ 土地の登記記録調査	戸	-	22	22
	⑥ 建物の登記記録調査	戸	-	30	30
	⑦ 公図等転写連続図作成	<del>ha</del> m <sup>2</sup>	1.1	22	23.1
5. 路線測量	① 作業計画	業務	1	-	1
	② 現地踏査				
	③ 線形決定	km	0.2	-	0.2
	④ 中心線測量				
	⑤ 仮BM設置測量				
	⑥ 縦断測量				
	⑦ 横断測量				
	⑧ (幅員45m未満)				
	⑨ 詳細測量(縦断測量)				
	⑩ 詳細測量(横断測量)				

※地域区分：耕地、地形区分：平地

(打合せ)

第8条 本測量における打合せ回数は、作業着手時、中間時3回、成果品納入時を標準とする。

2 各打合せは、必ず記録し監督員の確認を要する。

また、様式については監督員の指示によるものとする。

(履行期間)

第9条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日～令和9年3月15日までとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第10条 本業務における成果品の内容は、次のとおりとする。

	提出成果	摘要
1. 3級基準点測量 (伐採無し)	① 観測手簿 ② 観測記簿 ③ 計算簿 ④ 平均図 ⑤ 成果表 ⑥ 点の記 ⑦ 基準点網図 ⑧ 精度管理表及び品質評価表 ⑨ 成果数値データ ⑩ 点検測量簿 ⑪ メタデータ ⑫ その他の資料	その他監督員の指示するもの
2. 4級基準点測量 (伐採なし・永久標識設置無し)	① 観測手簿 ② 観測記簿 ③ 計算簿 ④ 平均図 ⑤ 成果表 ⑥ 点の記 ⑦ 基準点網図 ⑧ 精度管理表及び品質評価表 ⑨ 成果数値データ ⑩ 点検測量簿 ⑪ メタデータ ⑫ その他の資料	その他監督員の指示するもの
3. 現地測量	① 数値現況図データファイル ② 精度管理表 ③ 品質評価表 ④ メタデータ ⑤ その他の資料	その他監督員の指示するもの
4. 用地測量	① 公図転写図 ② 公図等転写連続図 ③ 土地調査票 ④ 建物の登記記録等調査表 ⑤ その他の資料	その他監督員の指示するもの
5. 路線測量	① 観測手簿 ② 計算簿 ③ 成果表 ④ 線形図データファイル ⑤ 線形地形図データファイル ⑥ 縦横断面図データファイル ⑦ 詳細平面図データファイル	

	提出成果	摘要
	⑧ 引照点図 ⑨ 精度管理表 ⑩ 品質評価表 ⑪ メタデータ ⑫ その他の資料	その他監督員の指示するもの

2 本業務における成果品は以下とする。なお、成果品は、地区別に作成すること。

- ① 報告書 地区別に2部作成し、計4部とする。
- ② 電子データ 地区別に1部作成し、計2部とする。
- ③ 打合せ記録簿
- ④ それぞれの規格・仕様・部数等については、監督員と協議を行うものとする。
- ⑤ 成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。
- ⑥ グリーン購入方法に基づく基本方針（令和5年2月版）の判断の基準を満たしていること。

#### 第4章 その他

（業務カルテの作成）

第11条 請負者は、業務請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報センターにフロッピーディスク又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

（業務成績評定点の通知）

第12条 本業務は業務成績評定対象業務であり、請負者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（守秘義務）

第13条 請負者は、業務上知り得た事項は、一切外部に漏らしてはならない。ただし、書面により当機構の承諾を得た場合は、この限りではない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第14条 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに

その内容を記載した文書により発注者に報告すること。

- 3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(再委託)

第15条 本業務における測量作業及び計算等、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定並びに成果物の作成及び照査については、再委託等（委任又は下請負）をすることはできない。（抵触する場合は、本業務の選定対象とはならない。）

- 2 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る。）、の各業務を再委託等するに当たって、発注者の承諾を要さない。
- 3 請負者は、1及び2に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 請負者は、前項に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、都市再生機構東日本地域の令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格者である場合、都市再生機構東日本地域各支社の指名停止期間中は、下請負等することができない。

- 5 再委託を請負う者は、請負者が本契約と併せて締結する「重要な情報等の保護に関する特約条項」について遵守しなければならない。

(重要な情報等の取扱い)

第16条 請負者は、重要な情報及び個人情報を含む文書は、原則機構事務所内で取扱うこととし、やむを得ず当該文書を持ち出す場合の取扱いについては、監督員の指示に従うこと。

(業務環境の改善)

第17条 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以上

## ウイークリースタンス 実施要領

### 1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

### 2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
  - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
  - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

### 3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上